

産業廃棄物の不適正処理是正事案について

1 令和元年度 産業廃棄物不適正処理事案是正件数

件数計	内 訳		
	不法投棄	野外焼却	その他
11件	3件	3件	5件

2 産業廃棄物の不適正処理是正事案の概要

	場 所	不適正処理の内容	事案の概要及び改善状況
①	那賀町	不法投棄	<p>(概要) 平成31年3月上旬、不法投棄の通報を受けて現場を確認したところ、堆肥化が不十分な動植物性残渣を自社の畑に投入していることを確認。</p> <p>(指導・改善状況) 行為者に残渣を回収の上、適正に処理するよう指導 ★残渣は撤去され、全量が適正に処理されたことを確認</p>
②	海陽町	不法投棄	<p>(概要) 平成31年4月中旬、環境監視員による監視パトロール中に、建設会社の資材置場の斜面に家屋解体工事で発生した建設系廃棄物が投棄されていることを確認</p> <p>(指導・改善状況) 行為者に対して、投棄物を回収の上、適正に処理するよう指導 ★廃棄物は撤去され、適正に処理されたことを確認</p>
③	徳島市	その他 (不適正保管)	<p>(概要) 平成31年4月下旬、通報を受けて現場を確認したところ、塗装工事に伴って生じた塗料缶の他、廃プラスチック類が排出事業者所有地内の一定の区画に乱雑に積み上げられている状況を確認</p> <p>(指導・改善状況) 排出事業者に対して、産業廃棄物の適正保管及び処理を指導 ★塗料缶等は撤去され、生活環境保全上の支障が除去されたことを確認</p>
④	神山町	その他 (不適正保管)	<p>(概要) 令和元年5月下旬、通報を受けて現場を確認したところ、家屋解体工事で発生した建設系廃棄物の山林内への残置を確認</p> <p>(指導・改善状況) 行為者に対して、投棄物を回収・分別の上、廃棄物を適正に処分するよう指導 ★廃棄物が撤去され、適正に処理されたことを確認</p>

	場 所	不適正処理の内容	事案の概要及び改善状況
⑤	三好市	不法投棄	(概要) 令和元年8月中旬、監視パトロール中に、事業所土捨場(崖)に竹くずが投棄されているのを発見 (指導・改善状況) 行為者が特定できたため、廃棄物の撤去及び適正な処理を指導 ★竹くずは撤去され、適正に処理されたことを確認
⑥	阿波市	その他 (不適正保管)	(概要) 令和元年8月下旬、通報を受けて現場を確認したところ、現地で伐採した竹くずが混在した土砂により整地されている事実を確認 (指導・改善状況) 土地所有者に対し、土砂に混在している竹くず等を分別の上回収し、適正に処理委託するよう指導 ★竹くず等は撤去され、土砂への明らかな混在がない状況を確認
⑦	美馬市	その他 (不適正保管)	(概要) 令和元年9月上旬、監視パトロール中に、事業所土捨場においてコンクリート殻の堆積を発見 (指導・改善状況) 土捨場管理者に対し、廃棄物の撤去及び適正な処理を指導 ★コンクリート殻は撤去され、適正に処理されたことを確認
⑧	神山町	その他 (不適正保管)	(概要) 令和元年10月中旬、通報を受けて現場を確認したところ、家屋解体工事で発生した建設系廃棄物が山林内の町道に残留されている(一部は川の中に浸かっている)ことを確認 (指導・改善状況) 行為者に対して、残置物を回収・分別の上、廃棄物については適正に処分するよう指導 ★廃棄物は撤去され、生活環境保全上の支障が除去されたことを確認
⑨	徳島市	野外焼却	(概要) 令和2年1月下旬、通報を受けて現場を確認したところ、工務店の作業場内に縦横2m、深さ1mほどの素掘り穴に廃材、ビニール袋等の燃え殻がある状況を確認 (指導・改善状況) 事業者が廃棄物の野外焼却を認めたため、焼却禁止の例外に該当しないと判断し、焼却を止めるとともに、素掘り穴を埋め戻すよう指導 ★素掘り穴は埋められ、以後野外焼却が行われていないことを確認

	場 所	不適正処理の内容	事案の概要及び改善状況
⑩	徳島市	野外焼却	<p>(概要)</p> <p>令和2年1月下旬、野外焼却の通報を受けて現場を確認したところ、資材置場内にドラム缶があり、その中にペットボトルの他、木くず等の燃え殻が堆積している状況を確認</p> <p>(指導・改善状況)</p> <p>現場調査を行ったところ、資材置場の管理者が暖を取る目的で焼却していたとのことであったが、木くずに加え、廃プラスチック類も焼却していたことが確認できたため、焼却禁止の例外に該当しないと判断し、今後についてはドラム缶を使用している焼却を止めるよう指導</p> <p>★ドラム缶は撤去され、以後、野外焼却を行っていないことを確認</p>
⑪	阿波市	野外焼却	<p>(概要)</p> <p>令和2年3月上旬、許可外の産業廃棄物を焼却しているのではないかとの情報を得て産業廃棄物処理業者に立入調査を行ったところ、許可外の廃プラスチック類、金属くずを焼却していたことを確認</p> <p>(指導・改善状況)</p> <p>許可外の廃棄物の焼却行為を確認したため、同年3月下旬、当該処分業の事業停止 60 日間の行政処分を実施</p> <p>★事業停止期間経過後は、許可外の廃棄物を取り除いた上で焼却炉を稼働させていることを確認</p>